

児童手当

額改定認定請求書
額改定届

受付証

受付印

不足書類

確認

申立書

その他

差止め月

R

年

月

～

No. 2

(あて先) 松戸市長

下記のとおり手当額に変更があるので届け出ます。児童手当を受給するにあたり、資格審査のため公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む)を確認することに同意します。

※受給者の所得状況・年金加入状況及び生計同一の配偶者の所得状況・年金加入状況について必要な調査を行った上で、審査を行います。

※手続完了後、受給者宛てに通知文を発送します。

提出年月日	R	年	月	日	住 所	〒 松戸市
受給者氏名	宛名番号					
	フリガナ					Tel
生年月日	S	H	年	月	日	職業
						☐ 有 会社員・派遣・パート・自営業・その他 ☐ 無 (※公務員の方は、職場にて申請してください)

増額 または 減額 の別		増 額 ・ 減 額	
額変更の理由が発生した年月日		R 年 月 日	
増 額 理 由		1. 出 生 2. その他 ()	
加入年金 (3歳未満の 児童を監護する 場合のみ)	厚生年金(共済) 国民年金 年金未加入	☐ 第1号被保険者 ☐ 第3号被保険者 ☐ 退職者(任意継続者) ☐ 生活保護免除者	
減 額 理 由		1. 監護(養育)しなくなった 2. 生計を同じくしなくなった 3. 生計を維持しなくなった 4. 死亡した 5. 日本国内に住所を有しなくなった(留学等を除く) 6. 児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院した 7. 未成年後見人でなくなった 8. 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国) 9. 児童の兄姉等の監護相当の世話又は、生計費の負担をしなくなった 10. その他 ()	

※増額または減額の原因となる児童には備考欄に○を記入

監 22 歳 年 護 相 当 の 子 ら 等	フリガナ 児童の氏名	生年月日	受給者から 見た続柄	児童の住所 (同居・別居)	監護 (養育) 有無	生計 関係	備考
	フリガナ	H . .	☐ 子 (養子縁組予定含む)	受給者と同居	有	同一	
		()	☐ 孫	別居(申立書必要)	無	維持	
	フリガナ	H . .	☐ 子 (養子縁組予定含む)	受給者と同居	有	同一	
		()	☐ 孫	別居(申立書必要)	無	維持	
	フリガナ	H . .	☐ 子 (養子縁組予定含む)	受給者と同居	有	同一	
		()	☐ 孫	別居(申立書必要)	無	維持	
	フリガナ	H . .	☐ 子 (養子縁組予定含む)	受給者と同居	有	同一	
		()	☐ 孫	別居(申立書必要)	無	維持	

※第3子以降のカウント方法について

新制度では、18歳到達後最初の3月31日を経過した子から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子についても、受給資格者の経済的負担がある場合には児童数カウントの対象となります(支給の対象ではありません。)。18～22歳の子を含めた時に初めて、児童手当の支給対象児童が「第3子以降」に該当する場合には、「監護相当・生計費の負担についての確認書(「児童手当制度のご案内」裏面QRコードより)」のご提出が必要です。

決定年月日	15日特例	該当支給月	支給額	認定番号	被用区分	現況届	☐ 更新済 ☐ 未更新 ☐ 不要
		から	,000円		被用 非被用		

『額改定』

(注意点)

1. 受給者が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する児童（18歳到達後最初の3月31日までの間にある子をいいます。）または経済的負担（監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護並びにその生計費の相当部分の負担を行っている場合）のある18歳到達後最初の3月31日を経過した子から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子に異動があり、その結果、児童手当の額が増額又は減額となる場合に、その増額又は減額の原因となる児童について記入の上、提出してください。
なお、児童手当の額が、減額となる場合は、「監護（養育）の有無」及び「生計関係」の欄は、記入する必要がありません。
2. 「住所」の欄は、住民票上の住所を記入してください。
3. 受給者の加入年金の欄は、「監護（相当）する22歳年度末までの児童等」の欄に3歳に満たない児童がいる受給者に限り、請求の日における公的年金制度の加入の状況について、記入してください。
4. 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ①「同一」は、児童が受給者自身の子である場合や受給者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、受給者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ②「維持」は、児童が受給者自身の子でない場合で、受給者がその子どもの生計を維持しているときに○で囲んでください。
5. 「監護（相当）する22歳年度末までの児童等」の欄に記載された児童等が、18歳到達後最初の3月31日を経過した子から22歳到達後最初の3月31日までの間にある子であるときは、「監護（養育）の有無」の欄と、「生計関係」の欄の記載を次のように読み替えます。
 - ①「監護（養育）の有無」の欄で「有」が選択されたときは、当該子について、受給者が監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしているものと読み替えます。
 - ②「生計関係」の欄で「同一」または「維持」が選択されたときは、当該子が受給者の収入により日常生活の全部又は一部を営んでおり、かつ、これを欠くと通常の生活水準を維持することができない場合にあるものと読み替えます。例えば同居であって子の学費や家賃・食費相当の負担の少なくとも一部を請求者が負っている場合、別居であって請求者が学費や生活費の一部を仕送りしている場合等が該当します。
6. 「増額理由」の欄は、「1」又は「2」のいずれか該当するものを○で囲み、「2」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。
7. 「減額理由」の欄は、「1」から「10」までのいずれか該当するものを○で囲み、「10」を○で囲んだ場合は、その理由を具体的に記入してください。（※「6.児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院した」については、児童自立生活援助を受け、委託又は入所若しくは入院が2月以内の期間を定めて行われたものである等一定の要件に該当する場合は該当せず、額改定届を提出する必要はありません。）
8. 「額変更の理由が発生した年月日」の欄は、「増額理由」の欄又は「減額理由」の欄の事由の発生した年月日を記入してください。
9. この請求書には、児童手当の額が増額する場合は、増額の原因となる児童について、次の書類を添えて提出してください。なお、当該書類により証明すべき事実を公簿等（マイナンバー制度による情報連携を含む。）によって市町村長が確認することができるときは、当該書類は省略することができます。
 - ①児童が海外に留学をしている場合は、当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類
 - ②児童が受給者自身の子であり、受給者がその児童と別居している場合は、受給者のその児童に対する養育の状況を明らかにすることができる書類
 - ③受給者が未成年後見人である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ④受給者が父母指定者である場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑤児童が受給者自身の子でない場合は、父母とその児童との養育関係及び受給者とその児童との養育関係を明らかにすることができる書類（受給者が未成年後見人又は父母指定者であることを除く。）
 - ⑥生計を同じくしない配偶者と別居し、児童と同居している場合は、当該事実を明らかにすることができる書類
 - ⑦3歳に満たない児童を養育する請求者が被用者であるときは、当該事実を明らかにすることができる書類

児童手当

額改定認定請求書
額改定届

受付証

受付印

不足書類

確認

申立書

その他

差止め月

No. 2

(あて先) 松戸市長

下記のとおり手当額に変更があるので届け出ます。児童手当を受給するにあたり、資
 格による情報連携を含む)を確認することに同意します。

※受給者の所得状況・年金加入状況及び生計同一の配偶者の所得状況・年金加入状況
 審査を行います。

※手続完了後、受給者宛てに通知文を発送します。

公務員の方は、職場に
て申請してください。

提出年月日	R 年 月 日	住所	〒 271-8 松戸市 根本 7-5 Tel 090-0000-000
受給者氏名	宛名番号 フリガナ マツド タロウ 松戸 太郎	職業	☒ 有 会社員・派遣・パート・自営業・その他 ☐ 無 (※公務員の方は、職場にて申請してください)
生年月日	S H 63年 12月 31日		

増額 または 減額 の別	増 額 ・ 減 額
額変更の理由が発生した年月日	R 6年 6月 1日
増 額 理 由	1. 出 生 2. その他 ()
加入年金 (3歳未満の 児童を監護す る場合のみ)	厚生年金(共済) 国民年金 年金未加入
	☒ 第1号被保険者 ☐ 第3号被保険者 ☐ 退職者(任意継続者) ☐ 生活保護免除者
減 額 理 由	1. 監護(養育)しなくなった 2. 生計を同じくしなくなった 3. 生計を維持しなくなった 4. 死亡した 5. 日本国内に住所を有しなくなった(留学等を除く) 6. 児童自立生活援助を受け、里親等に委託され、又は児童福祉施設等に入所若しくは入院した 7. 未成年後見人でなくなった 8. 父母指定者でなくなった(児童の生計を維持する父母等の帰国) 9. 児童の兄弟等の監護相当の世話又は、生計費の負担をしなくなった 10. その他 ()

加入年金の欄は、3歳未満の児童を監護する
場合は必ず記入してください。

※増額または減額の原因となる児童には備考欄に○を記入

監 護 年 度 相 当 の 児 童 等	フリガナ 児童の氏名	生年月日	受給者から 見た続柄	児童の住所 (同居・別居)	監護 (養育) 有無	生計 関係	備考
	フリガナ マツド イチ 松戸 一郎	H R 30 . 1 . 1 ()	☒ 子 (養子縁組予定含 む) ☐ 孫	○ 受給者と同居 別居(申立書必要)	☒ 有 無	☒ 同一 維持	
	フリガナ マツド イチ 松戸 イチ子	H R 6 . 6 . 1 ()	☒ 子 (養子縁組 む) ☐ 孫	①受給者からみた続柄となります。 ②配偶者の子であっても、養子縁 組済み(予定含む)の場合は、 「子」に☑してください。	☒ 有 無	☒ 同一 維持	○
	フリガナ		☐ 子 (養子縁組 む) ☐ 孫	別居(申立書必要)	有 無	同 持	
	フリガナ	H R . . ()	☐ 子 (養子縁組予定含 む) ☐ 孫	受給者と同居		同一	

今回該当となる児童等に限らず、
監護(相当)する全ての児童等を

今回該当となる児童の備考欄には、
○を記入してください。

※第3子以降のカウント方法について

新制度では、18歳到達後最初の3月31日を経過した子から22歳到達後最初の3月31日を経過した子まで、
 受給資格者の経済的負担がある場合には児童数カウントの対象となります(支給の対象ではありません。)。18~22
 歳の子を含めた時に初めて、児童手当の支給対象児童が「第3子以降」に該当する場合には、「監護相当・生計費の負担
 についての確認書(「児童手当制度のご案内」裏面QRコードより)」のご提出が必要です。

決定年月日	15日特例	該当支給月	支給額	認定番号	被用区分	現況届	☐ 更新済 ☐ 未更新 ☐ 不要
		から	,000円		被用 非被用		